

社会福祉法人宏仁会 一般事業主行動計画

職員が安心して仕事と家庭を両立しながら、その能力を最大限に発揮できるよう、職場環境を整備すると共に、職員が制度を利用しやすい職場をめざし、以下の取り組みを計画します。

1. 計画期間

平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

2. 目標

育児休業に関する規定を整備し、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知し、育児休業の取得を促進する

3. 対策

平成 27 年 10 月 管理職への研修・各事業所へ計画書の備え付け

平成 27 年 12 月 各部署職員へ「育児休業の制度とその理解について」研修